

平成 30 年

第 3 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：平成 30 年 3 月 28 日

閉会：平成 30 年 3 月 28 日

福岡県東峰村議会

平成30年 第3回東峰村議会臨時会

招集年月日 平成30年3月28日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成30年3月28日 9時30分
議長 大蔵 久徳
閉会日時及び宣告 平成30年3月28日 12時27分
議長 大蔵 久徳

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光		2番	伊藤 均	
3番	梶原 光春		4番	黒川 隆康	
5番	高橋 弘展		6番	梶原 文明	
7番	高倉 寛視		8番	佐々木 紀嘉	
9番	長澤 貞義		10番	大蔵 久徳	

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷 博昭	副村長	岩橋 忠助
総務課長	眞田 秀樹	企画政策課長	小林 純一
住民税務課長	岩橋 一成	農林観光課長	梶原 浩二
保健福祉課長	室井 英信	建設水道課長	野寄 和秀
教育課長	室井 慶久		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	日野正		

村長提出議案の題目

議案第14号	東峰村復興計画の策定について
議案第15号	工事請負契約の締結について（公共災害）
議案第16号	工事請負契約の締結について（公共災害）
議案第17号	工事請負契約の締結について（林道災害）
議案第18号	工事請負契約の締結について（林道災害）
議案第19号	東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について
議案第20号	平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第11号）について
議案第21号	平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて

議員提出議案の題目

発議第1号	東峰村小規模企業振興基本条例の制定について
-------	-----------------------

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則118条） 5番 高橋弘展議員 6番 梶原文明議員
--

第3回 東峰村議会臨時会会議録

平成30年3月28日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成30年 第3回東峰村議会臨時会議事日程

平成30年3月28日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案上程報告
- 日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明
- 日程第 5 議案第14号 東峰村復興計画の策定について
- 日程第 6 議案第15号 工事請負契約の締結について（公共災害）
- 日程第 7 議案第16号 工事請負契約の締結について（公共災害）
- 日程第 8 議案第17号 工事請負契約の締結について（林道災害）
- 日程第 9 議案第18号 工事請負契約の締結について（林道災害）
- 日程第10 議案第19号 東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第20号 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第11号）について
- 日程第12 議案第21号 平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について
- 日程第13 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 発議第 1号 東峰村小規模企業振興基本条例の制定について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、平成30年第3回東峰村議会臨時会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、 5番 高橋弘展議員、6番 梶原文明議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日3月28日の1日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、平成30年第3回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にも関わりませず、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、時は日一日と過ぎ去り、早いもので昨年7月の大災害から9カ月を迎えようとしております。そのような中、季節は何事もなかったように本年も巡り、庁舎前の桜もここ数日の陽気の中で日に日に開花をしています。桜の花が咲く頃は、別れと出会いのときでもあります。卒業式、卒園式も例年どおり終了し、新年度になると入学式、入園式と、普通の時が流れていく予定です。</p> <p>このように何事もなく普通に、また普段どおりに流れる日々の大切さを、大災害から9カ月を迎えるにあたり、改めて深く感じる次第です。</p> <p>また、一昨日は東峰村復興計画が三谷復興計画策定委員長より答申を受け、本日の</p>

臨時議会に上程をしています。未曾有の大災害に係る本村の復興計画ですので、議員の皆様方のご理解を心からお願いをする次第です。

それでは、本臨時会に執行部から提案しております各議案について、説明を申し上げます。

本臨時会には、東峰村復興計画の策定について1件、工事請負契約の締結について4件、指定管理者の指定について1件、補正予算について1件、当初予算について1件、承認について1件、合計9件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

議案第14号、東峰村復興計画の策定につきましては、平成29年7月九州北部豪雨災害からの早期の復旧・復興に向けて、単なる災害復旧に限定することなく、暮らしの再建、産業、経済の復興を成し遂げ、第2次総合計画に掲げる将来像、美しい山里を継承し、豊かな暮らしを想像する幸せな村を実現するための安全・安心な村づくりの指針として、東峰村復興計画を策定したいので、東峰村議会基本条例第10条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第15号から議案第18号につきましては、工事請負契約の締結にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事箇所につきましては、議案第15号は横井川河川災害復旧工事、議案第16号は大肥川河川災害復旧工事、議案第17号は林道大日福井線・第1屋椎線災害復旧工事、議案第18号は林道士師山線災害復旧工事の契約を締結するものです。

議案第19号、東峰村特産物加工施設の指定管理につきましては、東峰村特産物加工施設の管理に関する基本協定に基づく指定期間が平成30年3月31日をもって終了するため、新たに指定管理者を指定するものです。

議案第20号、平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第11号)につきましては、歳入歳出それぞれ2億1,870万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,482万6千円とするものです。うち災害関係は0円となっています。

歳出では、施設改修基金2億円、公債費1,870万円を減額するものです。

歳入としては、特別交付税の3月交付額が決定いたしましたので、4億3,618万9千円を増額し、また村債として光地域情報通信整備事業400万円を増額しました。これにより財政調整基金の繰入額を6億5,888万9千円、減額計上しております。

議案第21号、平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、前年度比20億7,314万3千円増の52億8,291万8千円とするものです。うち災害関連は、26億3,638万8千円となっています。

定例会の予算審議を受け、執行部で精査を行い、今回5つの事業について、予算の変更を行ったものであります。

変更した主な歳出として、2款1項28目まち・ひと・しごと創生事業費で、棚田景観保全プロジェクト事業8,948万円、7款1項5目トーキョーディネーター事

	<p>業費 50 万円、7 款 2 項 8 目観光情報ステーション事業費 203 万 7 千円、8 款 2 項 2 目道路維持費で、村道道路台帳統合業務 800 万円、8 款 2 項 4 目村道改良事業費で、村道杷木宝珠山線道路改良工事 3,000 万円を、それぞれ減額をしております。</p> <p>歳入としては、11 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、地方創生推進交付金 4,106 万 1 千円、15 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 5,041 万 6 千円、18 款 1 項 6 目土木債 3,800 万円をそれぞれ減額しています。</p> <p>承認第 3 号、専決処分の承認を求めることにつきましては、公有自動車の単独事故による損害について、地方自治法第 179 条第 1 項により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、いずれも今後の村の推進上重大な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第 5	
議 長	次に、日程第 5 議案第 14 号「東峰村復興計画の策定について」、補足説明を担当課長に求めます。 企画政策課長
企画政策課長	<p>2 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 14 号「東峰村復興計画の策定について」</p> <p>東峰村復興計画を別紙のとおり策定したいので、東峰村議会基本条例第 10 条の規定により、議会の議決を求めます。</p> <p>平成 30 年 3 月 28 日、村長名でございます。</p> <p>提案理由は、先ほど村長のほうからございましたので、計画自体の補足説明をさせていただきます。</p> <p>この復興計画案につきましては、九州大学の三谷教授を委員長とする国、県、村の関係者 23 名からなる復興計画策定委員会により策定をいただいたところでございます。</p> <p>第 1 回目の会議が 10 月 18 日にございまして、3 月の 23 日の最終会議まで 5 回の策定会議を開催しているところでございます。</p> <p>また、住民の皆様のご意見を直接反映させるためにですね、大字ごと 4 地区の住民協議会を立ち上げまして、策定委員会と交互にそれぞれの地区で 3 回、延べ 12 回の協議会を行いながら、取りまとめた案でございます。</p> <p>議員の皆様におかれましてはですね、3 月 20 日の全員協議会にて本計画についての概要説明の機会をいただきましたので、本日は、その後の主な修正箇所のみご説明をしたいと思います。</p> <p>計画案の 3 ページをお願いしたいと思います。</p> <p>この第 2 章、被害状況でございますけれども、3 月 20 日でご説明した計画案ではですね、概要と分野ごとの被害状況の 2 項目立てでございましたけれども、3 月 23 日の最終の策定委員会で、被害箇所それから被害額については、正確には災害復旧事</p>

	<p>業に係る査定件数と査定額、及び災害復旧事業の申請に係る件数と申請額なので、項目の整理が必要ではないかというご意見をいただきましたので、今のお手元のとおりに整理を行っているところです。</p> <p>具体的には概要、それからその次、写真がございまして、6ページのほうに災害復旧事業査定状況ということで取りまとめております。</p> <p>そして、その他の施設被害と、3つの項目に分けて項目の整理を行っているところでございます。</p> <p>それからまた、7ページのところのその他の施設被害のところでございますけれども、窯業関係以外の商工業の被害状況等も記載が必要ではないかという意見が委員会のほうでありましたので、今回表立てにいたしまして、窯業関係以外の記載も行っているところでございます。</p> <p>その他については、多少の変更はございますけれども、基本的には3月20日にご説明をした内容と、ほぼ変わっていない状況でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>日程第6</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、日程第6 議案第15号「工事請負契約の締結について」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
<p>建設水道課長</p>	<p>3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第15号「工事請負契約の締結について」</p> <p>横井川河川災害復旧工事(第360号)について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>平成30年3月28日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>契約の目的 横井川河川災害復旧工事(第360号)</p> <p>契約の方法 指名競争入札</p> <p>契約の金額 6,010万2千円</p> <p>契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字福井589番地3 株式会社 大藪組 東峰営業所 所長 本河正明</p> <p>備考といたしまして、工期は平成30年10月8日まで、約190日程度となります。</p> <p>工事の場所、朝倉郡東峰村地内ということでございますが、横井川は宝珠山川の上流部、竹地区の南側、以前福祉館がございましたが、その上流部から東側に上っていく河川でございます。</p> <p>工事の概要といたしましては、災害復旧河川工事長147.9m、これは、箇所ごとの災害復旧延長の合計でございまして、総延長ではございません。工事長でございます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
<p>日程第7</p>	

議 長	<p>日程第7 議案第16号「工事請負契約の締結について」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第16号「工事請負契約の締結について」</p> <p>大肥川河川災害復旧工事(第358号、第256号)について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>平成30年3月28日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>契約の目的 大肥川河川災害復旧工事(第358号、第256号)</p> <p>契約の方法 指名競争入札</p> <p>契約の金額 6,253万2千円</p> <p>契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原892番地1 有限会社坂本組 代表取締役 坂本憲保</p> <p>工期は、平成30年10月25日まで、210日程度でございます。</p> <p>工事の場所、朝倉郡東峰村地内、こちらは大肥川の上流部、宝ヶ谷地区から宝ヶ谷公民館の上流部。そこには宝ヶ谷橋という橋がございまして、それから上流部が皿山川というふうに河川名が変わります。大肥川と皿山川となります。</p> <p>工事の概要といたしまして、災害復旧河川長193.7m、大肥川が152.7m、皿山川が41mでございます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 議案第17号「工事請負契約の締結について」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第17号「工事請負契約の締結について」</p> <p>林道大日福井線・第1屋椎線災害復旧工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>平成30年3月28日提出、村長名でございます。</p> <p>契約の目的 林道大日福井線・第1屋椎線災害復旧工事</p> <p>契約の方法 指名競争入札</p> <p>契約の金額 6,750万円</p> <p>契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字福井589番地の3 株式会社大藪組 東峰営業所 所長 本河正明</p> <p>工期は、平成30年12月25日まで、約270日でございます。</p> <p>工事の場所、朝倉郡東峰村地内、林道大日福井線は、屋椎地区から奥に入ったところとございまして、まず第1屋椎線は、集落が終わったところを起点といたしまして、</p>

	<p>林道となります。村道から林道に変わりました第1屋椎線。</p> <p>それから、竹のほうからを起点といたします大日福井線がございます、その合流部からの接続したところまでが大日福井線と第1屋椎線でございます。</p> <p>林道災害復旧工事長は1,079mとなります。以下、表記のとおりでございます。</p>
日程第9	
議長	<p>次に、日程第9 議案第18号「工事請負契約の締結について」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第18号「工事請負契約の締結について」</p> <p>林道士師山線災害復旧工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>平成30年3月28日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>契約の目的 林道士師山線災害復旧工事</p> <p>契約の方法 指名競争入札</p> <p>契約の金額 6,048万円</p> <p>契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字福井589番地の3 株式会社 大藪組 東峰営業所 所長 本河正明</p> <p>工期、平成30年12月25日まで。</p> <p>工事の場所、東峰村地内、こちらは土師山線の砥石渡、サキバル方面を起点といたしまして、古城原方面に向かったところでございます。</p> <p>全線ではございませんで、ちょうど中間を過ぎたところ辺りまでを、今回の工事契約の内容といたしまして、終点の分につきましては、平成30年度発注予定でございます。</p> <p>工事の概要といたしまして、林道災害復旧工事長、406mでございます。</p>
日程第10	
議長	<p>次に、日程第10 議案第19号「東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第19号「東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について」</p> <p>次のとおり、東峰村特産物加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>平成30年3月28日提出、村長名です。</p> <p>指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在につきましては、名称、東峰村特産物加工施設でございます。</p> <p>所在は、東峰村大字宝珠山4029番地の2です。</p> <p>指定管理者となる法人等は、福岡県朝倉市甘木221-1、筑前あさくら農業協同</p>

	<p>組合、代表理事組合長 深町琴一でございます。</p> <p>指定する期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。</p> <p>提案理由といたしましては、東峰村特産物加工施設の管理に関する基本協定書に基づく指定期間が平成30年3月31日をもって終了するため。</p> <p>そのようなわけでございますが、この施設につきましては、平成30年2月26日から平成30年3月9日まで指定管理者の公募を行っております。</p> <p>その後、筑前あさくら農業協同組合から申請がたまして、指定管理者選定委員会で審議した結果、本案の提案となったものでございます。以上です。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第20号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第11号)について」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第20号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第11号)」平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,870万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,826万1千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費の補正」による。</p> <p>第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債の補正」による。</p> <p>平成30年3月28日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>歳入歳出予算補正の歳入でございますが、地方交付税、繰入金、村債によって2億1,870万円の減額となっているところで。</p> <p>詳細につきましては、事項別明細の中で説明したいと思います。</p> <p>10ページ、歳出でございますが、歳出については、総務費、公債費について、同額2億1,870万円の減額補正をしているところでございます。</p> <p>続いて、11ページをお願いいたします。</p> <p>第2表、繰越明許費の補正でございます。</p> <p>追加として、10款1項教育総務費の中で短期ホームステイ事業、夏休みにイングリッシュキャンプを行っていた事業でございますが、災害の関係で事業ができておりませんで、今年度もう契約はしております。その中で時期について検討してはいたしましたが、一応30年度の夏休みに行うということで、今のところ調整をしているみたい</p>

です。これについて、契約額149万8千円を今回繰越明許費に追加させていただいているところでございます。

12ページをお願いします。

第3表、地方債の補正でございます。

これについては、総務債が400万円の増になっております。これは、光情報通信設備整備事業、いわゆるハイビジョン化等行う中で、6月に補正した部分について、2次協議の同意が遅れておりましたので、今回増額の補正をさせていただくというところでございます。

続いて、15ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

7款1項1目地方交付税については、特別交付税の4億3,618万9千円の増、これは、村長のあいさつにもございましたが、3月の交付が3月の23日に受け入れを行いましたので、その金額について、確定数値ということで、今回補正額を計上させていただいております。

15款2項1目財政調整基金繰入金については6億5,888万9千円の減額補正をさせていただいております。

18款1項1目総務債は400万円で、これは、先ほど地方債の補正で説明したとおりです。

歳出につきましては16ページでございますが、2款1項3目財政管理費、積立金として2億円の減額を行っております。これは、29年度の当初予算で財政調整基金から施設改修基金のほうへの組み替えを予算として計上していた分でございますが、災害等での不急の出費等でですね、財政調整基金の部分の確保が先決ということで、この組み替えについては、今回29年度については行わないということで、2億円の減額をさせていただいております。

22目の光地域情報通信費については、歳出は変わっておりません。歳入の財源の組み替えでございます。

12款1項公債費、元金と利子で、合わせて1,870万円の減額については、当初予算のシステム上の計算からですね、実質償還額の差異が生じておりましたので、これについてですね、今回減額の計上をさせていただいているところでございます。

補足の説明については以上でございますが、一旦財政調整基金ですね、財政調整基金の現状について、今回説明をさせていただきたいと思っております。

前回3月の定例会において、当初28年度末の財政調整基金の実残高として16億3,482万2千円の基金残高がありました。その中で、29年度10回の補正を行って、実際の補正の積み上げの中で、補正第10号では9億5,242万4千円の繰入れをですね、10回までの中で行うということで、併せて行った中で、29年度の定例会における補正予算計上時の財政調整基金の残高見込みが6億8,139万8千円という形で、前回説明をしたところでございます。

これについては、まだ3月、先ほどのですね、特別交付税の金額が3月の定例会の時点では確定しておりませんでしたので、それは、予算計上するのは見込めないとい

	<p>うこと。その中で、質問のあった中で、村としては概ね4億ぐらいを見込んでいるという説明をしておりましたが、今回4億3千何某という実確定額がありましたので、補正第10号までの分です、6億8,139万8千円の基金残高というのは、これまで行ってきました10回の補正予算、これをすべて予算書どおりにです、予算執行を行った際に必要となる財政調整基金を繰り入れた後の残高という形になります。</p> <p>今回、補正第11号で特別交付税の金額が確定いたしましたので、その部分を11号の予算という形で補正の計上をさせていただいて、その結果、先ほど申しあげましたが、6億5,888万9千円の財政調整基金繰入金金の減額を行ったということで、今回の補正第11号の時点で、財政調整基金の残高につきましては、13億4,021万7千円の見込みであります。</p> <p>先ほど申しあげましたが、補正第11号までの予算をすべて100%です、執行した場合において、29年度末の財政調整基金の残高の見込みが13億4,021万7千円ということで、今回の予算計上後の金額の推移になっております。</p> <p>ということで、今回当初予算の中にもありますが、今回当初予算でご説明している部分で、前回の定例会においては、当初予算での基金繰入を見た中で、その後の30年度末、30年度当初予算を100%執行した場合の見込みでございますが、30年度当初予算について1億7,267万5千円の財政調整基金残高という部分がありましたが、今回の補正の部分で財政調整基金の繰入れが減少という形になっておりますので、30年度の当初予算、これはもうちょっと後の部分にはなりますが、その分を繰り入れた場合に30年度末の執行後の財政調整基金の残高の見込みとしては、現在のところ8億8,198万円の残高が30年度末見込まれているということで、これについては、当初予算については、また後の議案になりますので、その計算上の数字になっておりますので、そういう形で財政調整基金の推移を今のところ財政のほうとしてはです、試算と言いますか、見込んでいるという形で、併せて説明をさせていただきますようお願いしております。</p> <p>補足説明につきましては、以上です。</p>
<p>日程第12</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、日程第12 議案第21号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第21号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算」</p> <p>平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ52億8,291万8千円と定める。</p> <p>2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起</p>

債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

平成30年3月28日提出、東峰村長名でございます。

歳入歳出の総額につきましては、定例会時点の金額に比ばまして1億3,001万7千円の減額の変更となっているところでございます。

18ページと19ページ、歳入歳出予算の部分につきましては、前回予算委員会と定例会等で説明申し上げておりますので、今回変更の部分ですね、変更の部分のみを説明させていただきたいというふうに思っております。

変更の部分のみですので、総務課のほうで説明させていただいて、あと質疑等をお受けしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それでは、24ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

地方債については、先ほど村長の説明にもありました部分で、村道杷木宝珠山線、村道台帳の統合整備のこの部分の過疎対策事業債と合併特例債ですね、杷木宝珠山線については過疎対策事業債の土木債、この分を3,000万円減額、合併特例債としては800万円あったんですが、項目自体がなくなっております。

その下に公営住宅建設事業債とございます。これについては、定例会のときに、こちらのほうで計上の間違いがあった部分で、公営住宅建設事業債に1億6,150万円ですね、この金額を今回、前回に比べて変更という形で出させていただいているところでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

31ページをお願いいたします。

11款2項1目総務費の国庫補助金の中の19節、地方創生推進交付金211万1千円でございます。これについて、前回からですね、前回地方創生推進交付金を4,371万2千円を計上しておりました。その中で4,160万1千円を減額いたしまして、211万1千円の計上となっております。

211万1千円については、ウォーキングマイレージ事業の部分についての推進交付金の金額でございます。

35ページをお願いいたします。

15款2項1目財政調整基金繰入金については、前回当初予算に比べて5,041万6千円の減額として4億5,830万7千円を計上させていただいております。

続いて37ページ、38ページにわたっての部分で、18款1項6目土木債でございます。

土木債につきましては、先ほどの村道改良事業と道路台帳整備の部分で3,800万円の減額を行っておりまして、1億8,650万円の予算計上とさせていただいているところです。

次に、48ページをお願いいたします。

2款1項2目まち・ひと・しごと創生事業費でございます。この部分について、

	<p>ここに計上している金額は、主にウォーキングマイレージの関係の予算が計上されております。</p> <p>棚田保全の部分ですね、棚田景観保全プロジェクトの部分の8,948万円、前回計上していた分については、今回変更という形で計上をしていない部分でございます。</p> <p>続いて、71ページをお願いいたします。</p> <p>7款1項5目トーキコーディネーター事業費、これは、前回50万円計上していましたが、今回0という形で計上をさせていただいております。</p> <p>続いて、74ページをお願いいたします。</p> <p>7款2項8目観光情報ステーション、前回203万7千円を計上していましたが、今回0ということで計上をさせていただいております。</p> <p>次に76ページ、8款2項1目道路維持費の中に道路台帳統合事業で800万円が前回ありましたが、今回0となっております。</p> <p>続いて、8款2項4目村道改良事業費、村道改良事業費の部分で村道杷木宝珠山線道路改良事業、前回3,000万円でしたが、今回0とさせていただいているところです。</p> <p>主な変更の部分につきましては、以上となっております。以上です。</p>
<p>日程第13</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、日程第13 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>103ページをお願いいたします。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。</p> <p>平成30年3月28日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>104ページをお願いします。</p> <p>東峰村専決第2号、専決処分書。</p> <p>損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>平成30年3月23日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由といたしまして、県道52号線、朝倉市杷木赤谷413番地1先路上において発生した公有自動車の単独事故によるコーンバー、道路脇等の工事中にあります三角コーンを繋いでいる赤白とか黒白のバーでございますが、コーンバーに係る損害について、被害者に対する早急な賠償を実施するにあたり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。</p> <p>損害賠償の額を定めることについて。</p> <p>東峰村は、次のとおり損害を賠償する。</p>

	<p>損害賠償額 896円</p> <p>賠償の相手方、これは福岡県の朝倉県土整備事務所でございます。</p> <p>事故の概要としまして、平成30年2月7日午後0時50分頃、東峰村保健福祉課の職員が業務のため公有自動車を運転し、県道52号線、朝倉市杷木赤谷付近を走行中に運転操作を誤り、県道脇に設置されていたコーンバーを破損したというものでございます。</p> <p>それと追加いたしまして、損害賠償額につきましては、公用車でございますので、保険金のほうから全額支払われるということで、申し添えておきます。以上です。</p>
休憩	
議長	<p>10時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時16分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時30分)</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>まず、日程第5 議案第14号「東峰村復興計画の策定について」説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>中身について、お尋ねいたします。</p> <p>復興の基本施策、10ページ以降からと、あと地域別の復興方針の表等があるかと思えます。スケジュールとともに書いてある部分で。</p> <p>備考の欄にですね、様々な事業、施策等が細かく書かれておりますが、ここに書かれている備考の施策に関しては、この期間中に必ず行うということで考えてよろしいものなのでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>これ必ずですね、行うという、すべてここに書かれているから全部行うという状況ではないんですけども、関係する事業についてはこういった事業がありますというようなものもありますし、ここに書かれてある矢印の年度より以前にその事業が終わったたりする部分、いろいろですね、事業によっていろいろな位置付けがされているところでございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ここの備考にはまだ書かれていない新しい施策等も、また今後の復興計画の改正等、状況に応じて追加されていくということでも考えてよろしいのでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>今言われた、ご指摘のとおりでございます。これにつきましては、今後いろいろなですね、事業等が出てきて、その事業を執行するにあたってのいろいろな補助事業も出てまいってくるかもしれませんので、そういったものについては順次追加をして</p>

	いく必要があるかと思います。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	あともう1つ、この備考欄に、地方創生の部分、まち・ひと・しごと総合戦略に係る事業も入っております。戦略自体が2019年度までとなっておりますが、そういった事業の取り扱いというのは、2020年度以降どういうふうに考えられているのでしょうか。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	総合戦略については期限が切っておりますので、それ以降についてはですね、また、そういう代わるようなものが出るかどうかというのは、まだ今の時点ははっきりいたしませんので、総合戦略については、もう当初からの年度の事業になるかと思います。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第14号「東峰村復興計画の策定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
議 長	次に、日程第6 議案第15号「工事請負契約の締結について」 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	本来ならこの議案に対して、指名業者何社で、落札価格はどのくらいだったかと聞くんですが、今度の場合災害工事でありますので、そういうのをちょっと省いて、先ほど担当課長の説明では、竹福祉館から何カ所かあって、この6,000万という数字が出ておりますということで、この箇所図を貰ったんですが、これではちょっと詳細が分かりません。 しかしながら、今日はこの図面で見えておきますが、今後については、やはり災害復興・復旧は、どういうところがどの時期に、どんなふうになるかというのが一番感心な事項でありますので、これからについては箇所図と、また位置図等を求めたいと思います。
議 長	村長
村 長	先ほど皆さんのお手元にお配りをした図面、これじゃ分かりません。 したがって、皆さんのお手元に復興計画案をお配りしていると思いますけれども、まず、小石原地区におきましては26ページ、それから鼓地区におきましては30ペ

	ージ、福井地区においては34ページ、それから宝珠山地区においては38ページで、見ていただいて分からないところがあればですね、ご質問等をお願いしたいと思っております。
議長	他に質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員
5番	今回4件の工事請負契約の締結について議案が上がっておりますが、その他にも入札多々行われているかと思えます。 入札状況についてお尋ねいたしますが、現在のところ東峰村では、災害復旧工事等の入札の不落等は落ちていないのでしょうか。大丈夫なのでしょうか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	ただ今公共災につきましては15件、それから林道災につきましては12件、入札を行っております、いずれも落札していただいております。
議長	他に。 農林観光課長
農林観光課長	農災につきましてですね、昨日入札を予定しておりました。8件ほど入札を計画しておりましたが、指名しておりました業者8社から辞退届がすべて出されておりますので、今回入札を見送ったところでございます。 また、再入札に向けてですね、設計等の内容を再検討を行って4月早々に再入札と言いますか、入札を行うところで調整しているところでございます。 他に、農災関係での入札は、現在のところございません。以上です。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	その行われなかった入札に関しては1事業でしょうか。それとも多事業分入札が行われなかったのでしょうか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	事業数で言いますとですね、以前から説明しておりますとおり、東峰村を概ね8つの工区に分けて、今回発注をしますということで説明を行ってまいりました。 その8つ工区を分けた中に、査定箇所が複数、2カ所から8カ所、また10カ所近く、まとめて1工区として発注を計画していたわけですが、そうした場合に当然事業費の規模が増えれば諸経費率が落ちてまいります。そういったことになると、業者のほうには負担が増すと、そういう状況も考えられます。 仮設費等がですね、農災の場合はどうしてもかさむ現場が多くございますので、そういったところから業者のほうからは辞退届が出されたということでございます。 今回すべてがですね、業者のほうも辞退をすると、そういったことではなかったようでございますので、分割していただければですね、ぜひ、入札には応じたいと、そういった回答も得ているところでございます。以上です。
議長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。

	(討論なし)
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第 1 5 号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 7 議案第 1 6 号「工事請負契約の締結について」</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第 1 6 号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 8 議案第 1 7 号「工事請負契約の締結について」</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第 1 7 号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 9 議案第 1 8 号「工事請負契約の締結について」</p>

	<p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第18号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、日程第10 議案第19号「東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について」</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>2点ほど伺います。</p> <p>この指定管理者を募集したところJAがするということでございますけど、これは、募集は1件しかなかったのか。</p> <p>それとですね、指定管理ということになると、非常に一番心配するのは、指定管理料がかかるのかということが気になりますので、そのところはどのようになるのか教えてください。</p>
議長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>まず、公募の関係でございますが、指定管理者を募集した結果、応募があったのは、筑前あさくら1件でございます。</p> <p>それから、指定管理料についてですが、これは年度協定の中で価格を決めるわけでございますが、平成30年、本年の3月までの状況の中では指定管理料は無料ということで行ってきております。以上です。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第19号「東峰村特産物加工施設の指定管理者の指定について」を、お諮りい</p>

	<p>たします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議 長	<p>次に、日程第11 議案第20号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第11号)について」</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第20号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第11号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議 長	<p>次に、日程第12 議案第21号「平成30年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>41ページ、まず14節の使用料及び賃借料のところ、長期派遣職員宿泊施設使用料1,000万というのがございます。</p> <p>これはですね、3月まではぼん太の森とかを利用させていただいたわけですが、今後どのような形でこういった宿泊施設というのは予定しているのかを、お伺いします。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>長期派遣職員につきましては、4月以降ほとんどの方が入れ替わる形になります。県職等におかれましても、ほぼ1年間の長期という形になります。</p> <p>ぼん太の森については一応3月までという形でしておりましたので、4月以降については、これまで借りておりました日田のレオパレス系のアパート、また、ちょっと足りない分については、甘木のほうにありますマンスリーマンションですかね、そういった部分等を確保し、またその期間においてですね、短期の分については村内に、</p>

	<p>村のほうで地域おこしさんとかの部分で空いているところ等をお願いしたりとかいう形で、基本的には日田市等にありますがアパートを確保し、そこに住んでいただくという形でやっているところがございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>同じく41ページ、委託料の中で、九州北部豪雨災害犠牲者追悼式100万円ということで、これは最初の定例議会のときにも質問をいたしました。</p> <p>100万円というのはですね、非常に、確かに追悼式です。今年初めてですので、やることに対してどうのこうの言うわけではございませんけれども、金額がちょっと大きすぎりゃせんかと。</p> <p>2年に1回戦没者の慰霊祭がありますよね。ああいうのは大体どのくらいぐらい使用料金は使っているのか、そのところ分かりますか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>犠牲者の追悼式につきましては、定例会のときにもでも質問という形でいただいた分でございます。</p> <p>社会福祉協議会が行っている分についての金額については手持ちでございませんので、調べた後でご報告したいと思いますが、基本的に委託として行う部分については、祭壇と献花台等をですね、村のほうで準備できない部分、それと司会まで村のほうでしようとは思っているんですけど、あと準備とかですね、案内とか、会場のほうの全体的な椅子とか、そういった分については村で行うところで考えております。</p> <p>ただ、金額について、ちょっとまだ不確定な部分がございますので、今のところ100万円という形で金額を計上させていただいているところで、先ほど申しましたように、献花台とかですね、そういった部分、村で準備できない部分についてお願いしようというふうに思っているところで、その辺りについてご理解いただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>他に、質疑はありますか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>44ページをお願いします。</p> <p>2款1項6目企画振興対策費の委託料、ほうしゅ楽舎移転計画作成業務委託に関してですが、もう一度詳しくご説明いただきたいのですが、このほうしゅ楽舎自体を一旦何か解体するか何かして、全く別の場所に移動するというところでよろしいでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>ほうしゅ楽舎につきましては、今の施設をそのままどちらかに移転してつくるか、そしてまた同じようにやるのか、あるいは場所をどこにするかとか、いろいろですね、基本設計と言いますか、決めないといけないことがございます。</p> <p>と言いますのも、本施設がですね、保険の適用を受けておまして、その保険の適用で再建をすると考えた場合に、31年度中までにこの施設の再建と言いますか、保険を使つての復旧をする必要がございます。</p> <p>そのためにはどうしてもですね、平成30年度中には、先ほど言いました、どのよ</p>

	うな施設をどこにつくるかというような基本的な計画といいますが、基本設計等がどうしても必要になってまいりますので、今回委託料として計上をお願いしたところでございます。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	おそらく再建するにしても移転するにしてもですね、運営者というのが必要になってくるかと思いますが、その部分はふるさと村ということで、現状では考えられているのでしょうか。
議 長	村長
村 長	現時点ではですね、そこまでは考えておりません。 しかし、今までの流れからいきますと、やはり宝珠山ふるさと村の管理等が妥当かなと、今の時点ではそう思っています。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	おそらく移転にかかる費用というのが分からないので、その基本設計部分をですね、調査等されるとは思うんですが、その部分の財源、保険等では足りない部分というのは、何か村費からの出す部分、あるいは何か国の財源や過疎債等何か使える部分というのは、ある見込みはあるのでしょうか。
議 長	村長
村 長	今、ほうしゅ楽舎の保険料としては6、7千万来るとい形になっております。 そういった中で、今、議員言われるように、この金額では新しく新築とか復元というのは難しいかと思えます。 そういった中で、やはり宝珠山地区におきましては、宿泊施設等もキャンプ場だけでございますので、そういった形も含めた計画を考え、そして費用の面につきましては、過疎債は使えないと思えますので、合併特例債、そういった形での検討をさせていただきたいと思っております。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	最後に、もう1つ基本的なところで、その保険が6、7千万ほど出るのではということですが、それが再現というかですね、復元するという形なら出るのか、あるいはまた違う形に置き換えた場合でも出るのか。その辺の条件というのは保険の適用上何かあるのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	保険の関係につきましては、原則は同じところに建て替えるという選択肢と、同じ機能を持ったものを代替えとして違う土地を見つけて建て替える。これについては建替えという形で保険の金額、先ほど村長が言いました、もう少しあったと思うんですけど、すみません7千万前後ぐらいのお金がですね、保険金として出されるという形になります。 もしそれをしないときに、壊しますという話になればですね、当然その金額ではなくて、そのときの評価をした残存価格の分になりますので、建物自体が、あれがもう60年以上経っておりますので、多少改修はしていますけどですね、その地価の部分

	<p>しか、一応保険は支払われるということです。それについてはもう数百万という話になりますので。</p> <p>ですので、先ほど村長が申しましたが、やはりほうしゅ楽舎という体験・交流のための宿泊施設という機能をですね、宝珠山地区にやはり残したいということで、そのためにどこにするかという話をしておりますので、保険についての適用については、壊す場合と建て替える場合、建て替えについては、その機能ですね、名称についてはちょっと分かりませんが、そういう機能を持った建物を建て替えるという部分については保険の適用があるということで、ご了解いただきたいと思います。</p>
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	<p>同じ関連でございます。</p> <p>あそこは結局、昔学校だったところですよ。廃校活用ではなくなるわけですよ。そうした場合ですね、施設の名前、収容能力とか機能などをですね、もう本当にゼロから考えなきゃいけないんじゃないかと私考えております。</p> <p>この委託料というのが、コンサルタントにまた丸投げと。そういうことをせずに、行政が、やっぱり住民とか周りの人と話し合っ、それから本当に専門的なことになってからコンサルにお願いしたらどうなんですか。</p> <p>まず地元の人が話もしないで、コンサルタントの人がどのような人か知らんけど、どこに建てるのかとか、そういったことがコンサルタントの人が分かります、地元の人じゃないとおかしいでしょう。そういったことをまず考えていただきたいと思うのですが、どのように考えますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>当然、議員が言われるとおり、地元のほうに話をまずは持って行かないとそういったことはできません。</p> <p>したがって、地元のほうとの協議をしながら、そういった委託あたりはやっていく、それが原則だと思っております。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>6 番 梶原文明議員</p>
6 番	<p>議長に、最初に配布文書をお願いしていましたが、一番最初に配っていただいておりますので、それについて質問をさせていただきます。</p> <p>私の質問をするところは69ページの6款2項2目の林業振興費、19節の作業路開設補助金と、70ページの荒廃森林再生事業の分ですが、1,350万ですけど。</p> <p>この北部豪雨でですね、この写真を見ていただければ一番よく分かるんですが、これは立木じゃありません。作業路開設をしたり、そうしたときに道に敷き込んだ木材等がほとんどです。下側の写真なんか、長いやつが1本しかありませんよね。</p> <p>ですから、立木の分はほんとの1本だけなんです。あとはもうほとんどが切っ、間伐等で捨てた木材が流れてきたと思うんですが。</p> <p>この事業の中で、やっぱり考え直してもらえんかどうかと。こういうことがたびたび起きたんじゃないですか、住民はたまったもんじゃないです。</p> <p>この下側の写真の左側のほうに車庫があるんですが、その手前に道があって、谷川</p>

	<p>を渡るような形の橋があります。この橋に木材がですね、相当数の木材が引っかかって横に流れてきているんですよ。</p> <p>下側の写真の中央部にあります家は、現在もうありません。はっきり言って、もうくの字に曲がったのですよね、どうしようもなくなって壊してしまいました。</p> <p>この原因を作っているのは、私はやっぱり土砂だけじゃないと思うんです。木材がやっぱり関連しているんじゃないか。これは、作業路にしたために木材を切らなくちゃいけないから切って、そこにもう曲がったやつは捨てていますよね。それが結局豪雨災害と一緒に流れ下ってきている。</p> <p>そこを考えた場合にですね、今後どういった形でこの豪雨災害を、こんなときにやっぱり木材等を搬出をしまして山に残さない、そういったことをやる必要性がないんですかと、私は問いたいんですよ。</p> <p>今後大雨が降れば、今年も当然梅雨が来ます。谷川等の上のほうにはですね、大量の木材がまだあります。これがこの梅雨に流れたら、また2次災害が絶対起きる。ですから事業所が仕事をする中でですね、やはり作業路を開設したら元に戻していただきたい。そして木材等を切った場合には搬出をしてもらいたい。その2つが私は一番大事なことだろうと思います。</p> <p>その辺をですね、村長、どう考えますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>議員提出の写真を見させていただきまして、本当にこれすごいなと思って、議員の気持ち等も察するところであります。</p> <p>しかしながらですね、この作業路開設補助金、これを、補助をやりませんと、やはり山持ちの方の負担が増えるということもありますので、この件につきましては、単費のほうで行わせていただくということに予算計上をさせていただいております。</p> <p>ただし13節の委託料、森林再生業務委託料につきましては、これは福岡県の森林環境税のほうから来る全額の交付金でありますので、そういったものも含めまして、やはり議員が今言われます今回の豪雨災害において、何がやっぱり問題があったかというのは、木材、流木ですね、これに尽きると私も思っております。</p> <p>そういった中で、議員が今言われましたように、これはまた森林組合のほうともですね、それから、そういったところとも話をさせていただきまして、適切な対応等は取らせていただきたいと思いますと思っております。</p> <p>ただ、森林環境税によります森林の間伐等におきましては、切り捨て間伐ということになっているという話も聞いておりますので、問題はその辺りじゃないかと思っております。</p> <p>したがいまして、これも再度県のほうとも打ち合わせをさせていただいて、その切り捨て間伐に補助金を出しているから、山に残しとかないかという話ということでございますので、そういった点、再度県のほうとも調整をしながら、有効利用等にですね、できればそういった形で、今後の山の管理等はやっていかなければならないかと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>6番 梶原文明議員</p>

6 番	<p>県から補助金が来るという回答ですけど、県の補助金でもやっぱり村民はお金を払っているんですよね。それが最終的にこういった事業者の方に行き渡っているわけですから、全くゼロではないわけですね。村民の方も出しているのは。</p> <p>ですから、その辺りを着実にですね、やっぱり今後はどう生かすかですね。何にも今まで検討も加えない、長年の荒廃森林再生事業をやってきて、その中でこういう災害が起きて、果たして村民の方々は、「はい、そうですか、補助金をあげなさい」ということは、私は、納得は行かないんじゃないかなと思いますけど。</p> <p>とにかくですね、検証をやっていただきたい。これはぜひともですね、お願いをしたいと思いますが、村長、どうですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今回の豪雨災害によって、先ほども申しましたように、山の管理が重要だということは、議員のほうとも共有できるんじゃないかと思っております。</p> <p>そういった中で、後の処理をどうするかというところが問題だと思っておりますので、その件につきましては、先ほど言いましたように、県のほうともですね、詰めさせていただいて、今後対応していきたいと思っております。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>4 3 ページをお願いします。</p> <p>2 款 1 項 5 目、1 3 節の委託料、ナガノインテリア工業跡調査設計等委託 3 0 0 万についてお伺いします。</p> <p>ちょっとまだまだ詳しい説明をお聞きしたいんですけども、このナガノインテリア工業跡、今は役場に来られる方の駐車場等で使われておりますが、災害時は自衛隊の方々が駐屯とかされた貴重な村の敷地というか、だったかと思えます。</p> <p>そういった部分で、今この予算が計上されてくる部分で、これから梅雨時期を迎え、災害等ですね、まだまだ怖い部分がございます。</p> <p>そういった中で、この調査設計等委託ということで、今回予算を計上されている詳細等をもう一度お聞かせいただいでよろしいでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>このナガノインテリア工業の跡地につきましては、ナガノインテリアの社長のご厚意によりまして、非常に安価な形で村のほうを買収をできました。</p> <p>そういった中で、1 つは、前回は申しましたように、やはり文化的なものに使うほしいという社長のご意向もありました。また、この施設を今後どのように使うのかということにつきましては、やはり私としては文化的な形で使っていきたい。</p> <p>そういった中で、ある村内に住んでおられる方の提案等もありまして、できればそういった、この施設をですね、今集めておりますいろんな収集品をですね、展示するようなところに使えないかなと思って、そういった形を含めた検討の調査等をやりたいと思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	村内には多くの使われていない公共施設跡等がまだまだ残されております。それは

	大なり小なり数多くあるかと思いますが、なぜ、この村民の方の依頼があったときに、このナガノインテリアを選ばれたのか。他の空いている公共施設等は、その提案があったときに考えられなかったのでしょうか。
議 長	村長
村 長	スペースの問題等もありますし、購入した時点でそういったご提案等も受けておりましたので、私としてもナガノインテリア工業跡地の施設が、規模的な問題からいたしましても妥当かなと、そういう考えを持っております。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	この建物自体、村長も前々から言われてきたアスベスト等ですね、懸念点というのがあっているかと思います。 そういった部分を見ると、改築等かなりの費用等も考えられるところでありますが、その辺の財源的な部分、あるいは建物の利用可能かどうかの部分というのは、しっかりと考えられているのでしょうか。
議 長	村長
村 長	こういったご提案も受けておりましたし、今、議員言われるように、アスベスト等の懸念等もございました。 それでアスベスト調査等はですね、簡易型と言いますか、そういったものでやらせていただきました。 その結果、屋根材ですね、スレート、それから壁にも一部スレートを張っているみたいですが、その中にアスベストの含有がされているということでございますので、こういったところによりましては封じ込めとかですね、いろんなアスベストの処理の方法もあります。 今後こういった工法等がいいのか、そういったところも含めてですね、事業を進める段階においては、その検討もさせていただきたいと思っております。
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	関連でございます。 今、村長、最後のほうに事業と言いました。あそこで何の事業をするんですか。 それからですね、このナガノインテリア工業調査設計等委託、調査して、何を調査して、何を設計するんですか。
議 長	村長
村 長	項目等はですね、調査設計委託という形に上げさせていただいておりますけれども、これからどうするのかというのもまだ詰めていかなければなりません。 そういった関係で300万というですね、今後どうするのかというのも含めました金額を予算計上させていただいているというところでもあります。
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	これはですね、私は先ほども言ったんですけど、やはり住民、議会、有識者と活用方法を一緒に協議してから、それから進めるべきじゃないですか。いきなりこういうふうな監理委託料と、何に使うのかもわけわからん。おかしくないですか。

	<p>まず、とにかく住民に説明する。どのように使いたいかをまず問うて、それから考えるべきじゃないですか。村長は文化的なものに使いたいとかいうけど、それは村長の考えであって、あれは村のものでございますので、まず住民、そういうふうな人たちと相談して決めるべきだと私は考えております。いかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>住民の代表者と言いますか、付託を受けて皆さん方も議員になっているわけでございますので、まずは議員の皆さん方に、進める段階においてはですね、ご説明はさせていただきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>1つ確認にはなるんですけども、このナガノインテリア工業跡に関しては、商工会のほうからも確かこの活用案の提案もされていたかと思いますが、その部分は怎么样了のでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>そうですね、確かにですね、商店をまとめてとか、そういったところでありますね。それについては正直言って、その具体的な検討というのはやっておりません。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>一応村内の方、村内の関係団体からですね、出ている案というのはいろいろある中で、いろんな案を検討していく中で、このナガノインテリア工業跡の利用方法も決めていってもいいのかなという部分もあるかと思えます。その辺の調整をしっかりと行いながら、この案件自体は進めていかないと、また村内でですね、いろいろ気持ちの分かれるところがあったりしてはいけないと思えますので、その辺の調整をしっかりと執行部等ですね、担当課のほうで行っていただきたいと思えます。</p>
議長	村長
村長	<p>宝珠山小学校跡地の利用計画についても、議員の皆さん方をお願いをしているところでもありますし、このナガノインテリア工業跡地につきましてもですね、当然議員の皆さん方との協議等はさせていただきたいと思えますし、執行部と言いますか、村が単独でどんどん推し進めていくというのは、セーブしていきたいと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>44ページ、先ほどのですね、ほうしゅ楽舎の関係で、保険の話がありました。その中で、ほうしゅ楽舎のみならず多くの公共施設が災害に遭つとると。その中で、また建て直しとか、いろんな修理とか、いろんなことがあっておるかと思えます。</p> <p>その中で、じゃあ、保険適用の中でですね、先ほど総務課長が言いましたとおり、壊すだけだったら地価額しか出ませんと。再建築したら、結局この7,000万程度出ますと、というようなものがいくつもあるかと思うんですよね。今後からもそういう形のものが出て来ることになるのかなと思えますけれども。</p> <p>その辺りのところは、災害における保険適用2年というようなことがよく言われていますので、その適用になるのかなと思えますけれども、あと具体的にどうい</p>

	<p>条件があるというものが保険適用の中にあるんでしょうかね。</p> <p>そうしないと、他のやつにも波及する形で、これも保険があっただろうという形になってきますので、具体的にじゃあ、それはどういう形でやるのかというものを教えてほしいんですが。</p>
議長	村長
村長	<p>公共建物で、今回の豪雨災害による保険金等の関係につきましては、ここに上がっておりますほうしゅ楽舎それから大行司駅ですね、この2つだと思っております。</p> <p>ほうしゅ楽舎のほうには当然弓道場等ありましたので、そういったところもこの7,000万前後と総務課長が言いましたけれども、そういったところの保険金の中に入っているかと思っております。</p> <p>今つかんでいるのは、大きく言うと2件ということで、大行司駅につきましては、保険金600万プラスの、その他につきましてはライオンズクラブが支援をさせていただくということになっておりますので、ほうしゅ楽舎についても、当然村の、先ほど言いましたように、合併特例債なりを使って整備はしていきたいと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>要するにですね、保険の加入の度合いといったようなもので変わってくるのかもしれませんが、基本的に先ほど言った、取り壊しただけだったらこれしか出ませんよと。また、再建築したらこうなりますよというものが、たぶん保険の契約上あるかと思うんですよね。</p> <p>その辺りの、小さいことなんですが詳しく今分かればですね、こういう適用になっておりますよと、いう形のものを教えていただけたらと思うんですが、いかがですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>一応報告を受けている分については、使用目的、例えば宿泊施設であれば宿泊施設とかですね、そういった部分の目的が一緒であれば適用にはなるというふうには聞いておりますが、ちょっと詳細について、条件がもう少しあると思いますので、その分については、ちょっと今手元にございませんで、後ほど資料としてお渡しをしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。</p>
議長	他に。 7番 高倉寛視議員
7番	<p>43ページ、大行司駅新築工事設計監理委託料の中でお伺いいたします。</p> <p>まず、最初に一番大事なことを伺います。</p> <p>この3月5日の西日本新聞、この情報の提供者はどなたですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>大行司駅舎の復元というか新築につきましては、西日本新聞さんのほうが独自に地域の中でですね、取材を行っていたという部分と、うちの当初予算に上げている部分の説明を行ったということで、確かその新聞に載る前の日だったと思いますが、記者の方が来て、副村長と自分でその辺りの受け答え、詳しい新聞の中身については新聞社さんのほうが独自に取材した部分であるというふうに伺っております。</p> <p>内容の財源等について、村長室で副村長と自分がですね、聞き取りという形で取材</p>

	を受けたというふうに記憶しております。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	この内容について再確認をしたいと思います。 まず、復興に向けた情報発信の拠点にしたいと。これはどのようなことをするつもりだったんですか。
議長	村長
村長	復興に向けた地域のシンボルという形の解釈につきましてはですね、やはり日田彦山線というのは、復旧をですね、今、村もそうなんですけれども、県、あと一緒になってですね、鉄道による復旧を目指しているところであります。 そういった中で、やはりシンボルと言いますのは、元々大行司駅舎というのはあったわけですし、JR日田彦山線が復旧しますと当然要る建物であります。 そういった中でやはり、ちょっと言葉は適当じゃないかと思えますけれども、JRに対しての村のやっぱり思いですね、姿勢、そういったものをやはり分かっていたいただくためにも、大行司駅舎の早期の新築、復旧というのはですね、これはシンボルといえるような考えになるんじゃないかと思っております。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	村長としては、先に駅舎をつくって、そこに何としてもJRを通していただきたいと、そういう考え。それは分からなくもありません。 それはそれとして、次の記事のところに行きます。 被災前の姿を再現する計画だということに書いております。 被災前の姿を再現するということは、以前の駅舎をそのまま同じように建てるわけですか。
議長	村長
村長	基本的にはですね、やはり議員が今言われましたように、被災前の駅舎を復元したいと思っております。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	その被災前のそのままの姿でありますと、トイレとかがありませんでしたよね。そういったものはもうつくらないということですか。 当然あの辺はですね、もし人が集まったときに、トイレがあるのは高木神社とか、あそこしかないとかいう話を聞いたんですけど、もし本当に人が集まる場所になればですね、当然そういうものも必要だと思いますけど、それはどのように考えていますか。
議長	村長
村長	いいご提案だと思っております。 その件につきましても考慮していきたいと思っております。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	考量するのは簡単ですけど、またお金が、その分は下りるんですか、保険で、できますか。できないんじゃないですか、別につくるとなれば。

	<p>先ほどあなたは元の姿をつくるという話でございました。だからトイレを、いい提案とか簡単に言いますが、そんなことは最初から考えなきゃいけない問題じゃないかと私は考えております。</p> <p>宝珠山駅、岩屋駅、非常に立派なトイレがありますよね。それを考えたら、最初からそこまで考えるべきじゃないですか。おかしいでしょう、原形復旧と。</p> <p>そういったことで人が集まる場所にしたいとか、そういうふうなことを言うこと自体が、私に言わせればおかしいんですよ。</p> <p>本当に人が集まるのは、そこが本当に過ごしやすいかどうかでしょう。そこまで考えて何でもやってください。これ本当に地元の人が望んでいるわけですか。</p> <p>ある人に聞くと、確かにあったほうがいいのかというくらいの話ですよ。</p> <p>だからそのところをよく考えて、それこそ何度も言いますが、ほんとに地元の人とみんなと話して、それから考えるべきだと私は考えております。いかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>村の人々におきましてもですね、いろんな考えをお持ちの方が多くかと思えます。</p> <p>そういった中で、いつもですね、高倉議員におかれましては、今言ったような発言をされますけど、やはり大行司駅舎は、私としては、なきゃいかんと思っております。</p> <p>ですから、住民の方、住民の方って高倉議員言いますが、住民の方の付託を受けてなっているのが議員さんじゃないですか。そういったことを考えれば、まず議員さんのほうにはいろいろなご説明をさせていただいているわけでございますので、それを踏まえて、また地域の方も必ず説明はいたします。</p> <p>いろいろと懸念をさせていただいてありがとうございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>村長、それ、おかしくないですか。</p> <p>まず、何でもやるのは、村が先に説明するわけでしょ。あなたは必ず議員さんが、私たちがなんか説明しろみたいな、そういうふうなニュアンスで物を言いますが、そうじゃないでしょう。事業をするのは村なんです。私たちはそれをチェックするかしらないかの話です。そうでしょう。</p> <p>まず村が住民の人、みんなに説明するべきです。紙だけ貼ってあって説明したと、そんな話にはなりませんよ。そこを村長は間違ってもらったら困ります。いかがですか。</p>
議長	村長
村長	私は、議員さんに説明を申し上げて、と言ったはずですが。
議長	高倉議員、もういいんですね。 5番 高橋弘展議員
5番	<p>関連した質問で、大行司駅舎の件について、もう少しお聞きしたいと思います。</p> <p>高倉議員とは少し違う観点でお聞きしたいんですが。</p> <p>今回の駅舎自体が復興のシンボルということで、この建屋を建てることによってJRへのアピール、復旧への願いのPRということで、気持ちは十分伝わる部分はあるかと思えます。</p>

	<p>ですが、少し前々から懸念点として、建てたはいいものの、どういうふうに駅舎を活用していくのか、空きスペースもごさいますし、そういった部分の建物は建てたが魂が入らない。その気持ちの部分というのが、なかなか現状の村民の皆様の気持ちが一致してこない部分なのかなと。</p> <p>やはり復興のシンボルを目指すのであれば、村民の人たちが一致してですね、ここをシンボルとして復旧・復興に努めてまいりたいと思うのが、一番の最善の策であり、JRにも訴求する部分があるかと思えます。</p> <p>村民の皆さんが、ここをこういうふうを利用して、JRが復旧した暁にはJRをこういうふうを活用していきたいという思いが集まる場所にしていけないと、なかなかつくってもですね、ただの復元した駅舎というだけになって、シンボルという部分には、なかなかJRには伝わらない部分があるのかなと思えます。</p> <p>結論的に言いますと、もう少し建屋を建てる前にですね、どういうふうにこの駅舎を活用していくのか、そして今後JRが復旧した際に利用していくのか、活用していくのかというのを起点にですね、この大行司駅舎の復旧、復元にですね、進めていったらどうかなと思えます。</p> <p>今どうしても建屋が建つ、建つということばかりが先行しているので、どうしても復旧・復興が進まないのにも関わらず、なぜ駅舎だけが先に進んでいくのかという部分で、住民の気持ちが離れていってしまっています。</p> <p>その辺をもう一度検討、検証をしていただけませんかでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>当然、駅舎は以前ですね、さじ加減といって、食事処がありました。そういったことも含めまして設計をし、そして行っていく段階ではですね、当然そういったところも考えていかなければならないと思っております。</p> <p>また、議会のほうにもご説明を申し上げたいと思っておりますので、住民の皆様のご意見等も聞きながら、進めていきたいと思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>55ページ、集落支援事業費ということで、集落員の報酬ということで880万ほど上がっております。これは、現在おられる方をなんか5名にするという話でございますけれども、今の集落支援員さんたちは何をやっているんですか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>今の集落支援員さんたちはですね、まずニーズ調査を65歳以上の独居の方及び70歳以上の世帯のみの方を中心に、ニーズ調査を行っております。</p> <p>そして今、現在がですね、ひとり暮らしの方及び仮設住宅の方においてですね、声かけとかですね、相談があった場合はですね、相談を各担当のほうに繋げておるような作業を行っておりますのでございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	民生委員さんとかもおられますよね。どのように違うわけですか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課	民生委員さんはですね、地域の方の年齢関係なくですね、地域の方の生活の支援を

長	<p>していっているところでございますね、集落支援員さんにつきましては、今のところ年齢を区切ってですね、支援を行っているというところでございます。</p>
議長	<p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>そういうことで、今、2名の方がおられるということでございます。それを3名増やして5名にするというのは、どういう理由でそういうふうになさるのか。</p> <p>おそらく村民の方は集落支援員さん、私たちのところも名刺を持って回って来られました。だけどそういう方がどういうふうなことをなさるのかを、おそらく本当に知っている方は少ないんじゃないかとちょっと考えているんですけど。</p> <p>今の人たちが活躍なさって、本当に必要であれば増やしてもいいと私は考えるんですけど、この時点であと3名増やすというのは、どういうふうな考えで増やすんですか。</p>
議長	<p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>3名増やすように計画しておりますが、その方につきましては、各大字単位で配置をしまして、今度全体のですね、前回の定例会のときに質問がありましたけど、全体のですね、ニーズ調査を行ってはどうかということもありましてですね、ニーズ調査を行ったり、サロンの開設の支援をしていったりとかですね、また、生活再建に向けての相談とか不安解消の部分を、その担当部署に繋げるということをするために、3名増やすということを計画しております。</p>
議長	<p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>度々申し訳ないですけど、先ほど今おられる支援員の方がニーズ調査をなさっているということでございましたのに、まだ必要なんですか。</p> <p>やはりその方たちが、私たちの手ではちょっと余るから増やしてくれんかというふうなことを言われればね、それは増やしてもいいと思うんですけど、何か知らんけどね、頭ごなしにさあさあ増やせさあつくれ、というような感じでやっているみたいな感じがするんですけど、もう少しやはりこの今の支援員さんたちの活躍を検証してから増やすべきじゃないかと私は考えておりますけど、そこのところどのように考えますか。</p>
議長	<p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>今の2名の体制でございますと、全65歳以上とかですね、回っているところなんですけど、それに被災者の分のニーズというか被災者の方のですね、支援もしていきたいというふうに考えておりますので、3名の増員ということを考えております。</p>
議長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>48ページ、2款1項28目まち・ひと・しごと創生事業費についてです。</p> <p>今回の予算で修正されて、予算が削減されてしまいましたが、棚田景観保全プロジェクト事業について、今回削減されておりますが、この事業、国の国庫補助事業、地方創生の推進交付金を使った事業かと思えます。</p> <p>全員協議会の中でも、この事業については申請を継続して、国庫補助が通り次第、また予算計上等という話が行われておりますが、この事業がどういうふうに今後進捗していくのか、そして同じく現在進んでおりますゲストハウスの建設事業も含めて、</p>

	<p>どういったスケジュールで進行されるのか、お尋ねします。</p>
議 長	<p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>今度の棚田景観プロジェクトのほうにつきましては、4月に入ってから採択の有無の通知がございます。今のところはたぶん採択されるというようなつもりで、こちらのほうは準備しているところでございます。</p> <p>前回の会議の中でですね、少しソフト事業についてのご意見をいただきましたので、採択という形ではっきりそういう通知が来ましたら、その事業の中身をもう一度よく精査して、再度この予算についての計上をお願いしたいと思っているところです。</p> <p>それで、全体的なスケジュールにつきましては、これに先立ちまして、拠点整備交付金のほうで古民家のゲストハウスの改修のほうを行うようにしておりますので、設計のほうも決まりましたので、4月になれば早速契約をいたしまして、住民の方々と話をしながら、最終的などといった形の改修を行うかというのを決めまして、遅くとも7月中くらいには設計を上げて、そちらのほうにつきましては建築のほうにかかりたいと思っているところです。</p> <p>この棚田景観プロジェクトにつきましては、そういった形でまた臨時議会のほうで上程させていただきましても、今回予定しているものにつきましては、ゲストハウスがうまく運営されるためのいろんな研修事業とか法人化に向けてのいろんな手続きの研修等とプラスしてキャンプ場の改修の事業費が入っておりますので、予算の承認をいただければ、すぐに設計あるいはソフト事業の関連につきましてはをどんどん進めてまいりまして、年度末にはですね、すぐにゲストハウスが運営できるような形を考えているところでございます。</p>
議 長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>このゲストハウス事業も含め、竹棚田景観保全プロジェクト、すべてのプロジェクト合わせた部分でですね、ちょっと村内の中でも意見が二分されている部分というのが多くあるのかなと。</p> <p>その大きな原因としては、やはり行政のほうに住民の皆さんのほうにですね、なかなか詳しい説明、どういった事業なのか方向性等もなかなか示せていない部分が大きくあるのではないかなという部分すごく感じます。</p> <p>村長は復興のシンボルだということで大きく掲げられておりますが、先ほどの大行司駅舎と同じで、やはり村民の皆さんがこれを復興のシンボルだと思って一致団結しないと、なかなか村を挙げて応援していくということは、なかなか難しいのかなという部分すごく感じております。</p> <p>そういった不満、不安な部分というのがですね、やはり地元住民の方々にその矛先が向かうことというのは絶対あってはならないことだと思います。そういった懸念を感じるくらい、少しこの計画全体についてですね、不安を抱いている方々がいらっしゃいます。</p> <p>2点ほど大きくあるとすれば、ゲストハウスに関しましても、やはり建設費が7,000万ということで、古民家、空き家をですね、再生するという建築費用に多額の</p>

	<p>お金がかかっている。それは国の交付金等がありますけれども、まだまだ住居の、被災された方の住居の再建等が進まない中で、そういった部分が先に進んでいく。そして、既に住居をですね、再建されている方も数百万ほどですね、既にお金をかけられて再建されている方もいらっしゃいます。そういった部分の感情的な部分。</p> <p>もう1つは、このプロジェクト、いろんな付帯事業も含めて約3億近くの総額になってまいります。そういった部分で、多くのプロモーション費用等も今回かけられる中で、一方で商工事業者が今回災害でも大きく被害を受けておりますが、そういった商工事業者に対しては、村からの補助というのは、義援金等以外に際しましては、ほぼないと言っても過言ではありません。国の補助に対しましては融資に対する利子補給、そういった部分しかございません。</p> <p>一方でこのゲストハウス等、キャンプ場も含めた部分ですが、観光施設ということで、同じ商業施設であることには変わりないのかなという部分で、やはりその辺の不公平感というのは、被災者の気持ちを考えると否めない部分もあるかと思えます。</p> <p>そういった部分で、やはり一番欠けているという部分は、なぜ、今、このゲストハウスあるいは棚田景観プロジェクトを推進していくかという部分の一番の理由、そして住民への説明というのが不足しているからではないかなと感じております。</p> <p>その部分分かりやすく、そしてやはり気持ちを1つになれるようなそういった説明、いただけますでしょうか。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>また、ゲストハウスの建築費が高いというようなことでございますけれども、こちらとしては何と言いますか、せっかくなのであれば、また来ていただけるような、きちんと満足していただけるような施設をつくりたいというようなところで計上したところでございますけれども。</p> <p>建築費につきましては、何回もお話をしているかと思うんですけれども、半分が、ゲストハウスについては拠点整備事業の交付金をいただきますので、半分が国のほうから来まして、残りの半分については補正予算債、補正予算債につきましては、交付税措置が50%ということで、大体4分の1ほどの一般財源で対応可能というようなところでやっているところでございまして、この金額がですね、この事業をやらなければ、これが他の復興関係の事業に回せるというようなわけでもございませんので、担当課としては、そういった何と言いますか、村の活性化のためには、ぜひこういった事業が必要ではないかと考えているところです。</p> <p>景観プロジェクトのほうでキャンプ場の改修等も行っていきたいと考えているところですけれども、そちらのほうでは簡易なゲストハウスということで、少し立派なものとして誰でも手軽に泊まれるようなゲストハウスとしてのキャンプ場の改修の、この両面の中でですね、地域の活性化が図れたらというような思いでございます。</p> <p>それから、他の商工施設とのバランスの話がございましたけれども、こちらのほうは村長のほうからお願いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	ゲストハウスの事業につきましては、2年、3年になりますか、前からこの東峰村

	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の1つの事業でありまして、これも議員の皆さん方とともにですね、やはりこの持続可能な村づくりのためには、どうあるべきかということを考えていただいて、進めている事業ではないかと思っております。</p> <p>大字小石原につきましてはですね、水特法に絡む小学校跡地の利用ということも、これは一応5億ぐらいかけてやるということに一応なっておりますけれども。</p> <p>そういった形での村の活性化が、それぞれの事業を起こすことによってですね、図れればと思っております。</p> <p>あと商工事業者に対する支援につきましては、これはですね、現在のところ、国のほうのそういった法律等と言いますかね、そういったところもございませんし、ほんとこれについては歯がゆい思いがしているところでありまして、一応各ところにはですね、実情を訴えさせていただきました。</p> <p>また商工会のほうも上京までされて、朝倉市と一緒にですね、陳情それから要請等をやっていたいたわけでございますけれども、現在聞いている範囲では、なかなか私たちの思いとは程遠いところしかなくてないということ聞いております。</p> <p>また、被災者の住宅の再建につきましてはですね、これはきっちりやっていきますので、これもみなさん方にはご説明等はさせていただいていると思っておりますけれども、一応16戸を今計画をし、県のほうにこれを委託しているというところあります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ちょっと思っていたのと違う答弁が来たので、ちょっと困惑しますが。</p> <p>問うてた部分2点、技術的な数字もこちらで言いましたが、基本的にやはり気持ちが村内の中で割れているのじゃないかという部分を、大きく2つの理由で述べさせてもらいました。</p> <p>そういった被災者感情に対する部分に対して、しっかりと村からの説明、そういった部分はしっかりとされているのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	被災者の皆さん方が集まって説明をしたという事実はありません。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>こういう災害復興時、まだ復旧時期といっても過言ではないときにですね、こういった振興施策というのを進めていっている現状であります。そのよし悪しというのはですね、やはりその対応で決まるかなという部分、確かに振興施策もですね、同時に進めないと、じゃあ、復旧・復興が済んだ後に何が残るのかという、村長の気持ちも分からなくはありません。</p> <p>ただ、この復旧・復興時期に振興施策を進めるのであれば、やはり普通の状況ではないということをやはりよく認識して、いろんな感情をこの被災時には渦巻いております。本当に早く復旧・復興に臨んでもらいたいけれども、なぜその振興のほうを先にされるのかなという部分は、どうしても出てくるかと思えます。</p> <p>そういった部分に対してはしっかりとケアをしないと、復興は進めていく中で、な</p>

	<p>ぜか気持ちは二分されていく。本当に気持ちが1つにならないと復興って進まないと思うんですね。</p> <p>それをどんどん、どんどん先に先に、こういうことで必要だからとだけ言われると、やはり村民感情としては、自分たちの復旧・復興、被災者の気持ちというのを本当に組んでいただいているのかな、と思ってしまうのは仕方がないのかなという部分を話させていただいております。</p> <p>そういった、本当にこれからどうなるか分からない、これから生活をどうしていくか分からないという方もいらっしゃる中で進めていくのであれば、もう少し丁寧な説明、そういった部分をしていかないといけないのではないですか。それがやはりしていませんということであれば、少しやはり応援はしにくくなっていくというの、仕方がない状況になってくるのかなと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>この災害復興に関しましては、各校区と言いますかね、大字単位における説明会等もやらせていただいて、昨日も福井、今日は宝珠山地区の説明会等もさせていただいております。</p> <p>そういった中で、復興に関する村としての取り組み、そういったものは十分分かっておられるんじゃないかと、私は思っております。</p> <p>ただ、どうしても出席されてない方々に、どういう具合に今後説明をしていくかというところが問題になってくるかと思っておりますけれども、これはまた工事を発注した後でのですね、工事に関する説明会等は各地区で行わさせていただきたいと思っておりますので、そういった中でご理解をしていただければと思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>村長今、工事をした後に住民に説明する。これ逆じゃないですか。どう考えてもおかしいでしょう。もうつくと決まったものをですね、後から説明してどうするんですか。</p> <p>そうじゃなくて、何度も私言って、今まで言っています。村民に知らせてください。じゃあ、今日建設水道課の説明がありますよね、その中で、これを建てますということを書いてみてください。村民の方がどのように感じるのか。本当にそれでいいのか。そこで村民の方の意見を聞いてみてくださいね。</p> <p>それは逆だと、私はどうしても考えるんですね。どのように考えますか。</p>
議長	村長
村長	<p>工事をした後にというのはですね、ちょっと私の言い方が悪かったかなと思いますけれども、災害復旧に関する工事を発注した後に地元説明をするということでございますので、舌足らずであったところについてはですね、そういったことで答えたということでございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>計画ではですね、今年の8月中旬に着工して、来年の3月までにゲストハウスをつくるというような予定でございます。</p> <p>しかし、中原地区に今度計画しております復興住宅ですよね、あれよりも早く完成</p>

	<p>するわけですよ。自宅が全半壊して避難している住民の方とかですね、復興住宅よりも災害や防災に関係しないゲストハウスのほうが完成が早いと、本当に被災者や住民の方の理解が得られると思っておりますか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>これは、災害の復興住宅よりも先にゲストハウスが完成するということでございますけれども、この計画というのは、もう3年も前からやっておる計画でございますので、その時期が災害復興住宅の前だから、どうのこうのということはちょっと、私は思いません。これは肅々と、やはりその問題については、やっていかなければならぬかなと思っております。</p>
議長	<p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>村長が、いつも議員が可決したから進めますということを言います。 でもですね、これは水害前の可決された予算です。確かに予算が通ったからすると 言えば、私たちもあとは何も言えないんですけども、やっぱり現状を考えていただき たいと、私はそう言っているんです。 肅々と3年前から計画があったから今進めるんじゃないかと、今の現状を考えてい だきたいと私は述べているんです。どのように考えますか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>この地方創生総合戦略の補助金と言いますのは、来年度までということになってお ります。そういった中で、やはりこの地方創生総合戦略、これはやっぱり議員の皆さん も含めて私たちがつくったものです。 確かに今回の豪雨災害を受けて、どうなんだというところは考えられるところであ りますけれども、この豪雨災害についてのケアと言いますか、その対策についても、 村としてはしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、そういったところ については、ご理解をお願いしたいと思っております。</p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>私は、反対の立場で討論を行います。 まずですね、何度も言っております。未曾有の大水害、尊い3名の方の命が奪われ ております。まだ8カ月です。自宅や倉庫、工場が全壊、半壊した人、自宅の裏山が ブルーシートのみで不安な人、水田、用水路、頭首工が決壊した人、田畑一面に石、 流木、砂などが溜まったままの人、自宅近くの川が決壊、今年の梅雨が非常に不安な 人、いつも通っている橋が決壊した人、そういう被災者の復旧・復興の願いが非常に 行政には足りないと考えております。 やはり災害前ですね、平穏な生活を1日も早く取り戻したい、被災者の気持ちに 寄り添い、村民の命や安全に直接関係しない不要不急の政策を、私は中止すべきだ と思ひ、反対の討論といたします。</p>
議長	<p>討論はありませんか。</p>

	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第 2 1 号「平成 3 0 年度東峰村一般会計歳入歳出予算について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
休 憩	
議 長	<p>2 0 分まで休憩します。</p> <p>(1 2 時 0 8 分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>(1 2 時 2 0 分)</p>
議 長	<p>日程第 1 3 承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第 1 4	
議 長	<p>次に、日程第 1 4 発議第 1 号「東峰村小規模企業振興基本条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を提出者 高橋弘展議員に求めます。</p> <p>5 番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>議案を読み上げさせていただきます。</p> <p>発議第 1 号「東峰村小規模企業振興基本条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p>

	<p>平成30年3月28日提出、提案者 東峰村議会議員 高橋弘展。</p> <p>賛成者 東峰村議会議員 長澤貞義、同 佐々木紀嘉、同 高倉寛視、同 梶原文明、同 黒川隆康、同 梶原光春、同 伊藤均、同 柳瀬弘光。</p> <p>提案理由、小規模企業の重要性に鑑み、村、商工団体などすべての関係者が経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図り、地域経済の活性化と安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものである。</p> <p>次の106ページをご覧ください。</p> <p>東峰村小規模企業振興基本条例の制定について</p> <p>東峰村小規模企業振興基本条例を次のように定める。</p> <p>以下、条例文となっております。そのままご覧いただければと思います。</p> <p>あと条例の内容につきましては、ご覧いただくとおりであります。1つ基本理念と村の責務について読み上げさせていただきます。</p> <p>基本理念第3条、小規模企業の振興は、伝統産業の継承、地域産業の継続的な発展、新産業の創出及び地域社会の発展を目標に、小規模企業者による自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して推進しなければならない。</p> <p>第2項、小規模企業の振興は、小規模企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識の下に行わなければならない。</p> <p>3項、小規模企業の振興は、村、国、県、小規模企業者及び小規模企業に関する団体が連携しながら、村民と一体となって推進しなければならない。</p> <p>第4項、小規模企業の振興は、小規模企業者の事業の継続的な発展が図られ、経営規模及び経営体に応じ、十分な配慮がなされることを基本として行わなければならない。</p> <p>次に、村の責務、第4条、村は、前条に定める基本理念に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合かつ計画的に策定し、実施するものとする。</p> <p>第2項、村は、前項の施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、小規模企業に対する支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>第3項、村は、小規模企業者が地域経済の活性化並びに村民生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、村民の理解を深めるよう努めなければならない。といった条例となっております。</p> <p>最後に附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するものとする。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>補足説明が終わりました。</p> <p>この発議は全員より提出されていますので、質疑、討論を行いません。</p> <p>採決します。</p> <p>発議第1号「東峰村小規模企業振興基本条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p>

	(賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
閉会	
議長	以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があります。 これを許可いたします。 村長
村長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 本日、平成30年第3回東峰村議会臨時会を開催し、議員の皆様の慎重審議をいただき、ご提案をいたしました議案並びに承認をご可決いただき、厚く御礼を申し上げます。 本臨時会の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を今後の行政運営に活かし、1日でも早い災害復興を目指しますとともに、誰もが住みたくなるような魅力ある村づくりを目指し、まい進していく所存でございます。 また、麗らかな春の陽気となりましたが、議員各位におかれましては、お体をご自愛され、さらにご活躍をくださいますよう心からお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。
議長	これもちまして、平成30年東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (12時27分)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議長 議員 議員